

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所諸料金規程

制定 平成24年4月1日 規程第24号

改正 平成26年3月14日 規程第113号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）の事業の遂行に伴い、徴収すべき料金等について定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人が第3条に定めるその業務に関して徴収する料金については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条の規定に基づき、大阪府知事が認可する料金の上限の範囲内でこの規程の定めるところによる。

(料金)

第3条 法人に農林業に係る土壌、肥料、飼料等の分析若しくは試験若しくは牛の受精卵移植施術を依頼し、又は牛の受精卵を譲り受けようとする者は、次の各号に掲げる分析手数料、試験手数料、牛受精卵移植施術料又は牛受精卵料（以下「手数料等」という。）を納付しなければならない。

- 一 分析手数料は別表1のとおり
- 二 試験手数料は別表2のとおり
- 三 牛受精卵移植施術料は別表3のとおり
- 四 牛受精卵料は別表4のとおり

2 農業大学の養成料については、農業大学校養成科に関する規程（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所規程第25号）に定めるところによる。

(依頼等の手続)

第4条 前条の規定により、法人に分析又は試験を依頼しようとする者は分析依頼書（様式第1号）又は試験依頼書（様式第2号）に供試品及び手数料を添え、牛の受精卵移植施術を依頼しようとする者は牛受精卵移植施術依頼書（様式第3号）に手数料を添え、牛の受精卵を譲り受けようとする者は牛受精卵譲受申請書（様式第4号）に牛受精卵料を添えて、理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(供試品の数量)

第5条 前条の規定によって依頼書に添えなければならない供試品の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数量とする。ただし、第一号に掲げる場合において、理事長が必要があると認めるときは、これを増量させることができる。

一 分析

イ 土壌 二キログラム

ロ 水 二キログラム

ハ 肥料

(イ) 化学肥料 〇・五キログラム

(ロ) 無機質肥料 一キログラム

(ハ) 有機質肥料 一キログラム

ニ 飼料

(イ) 濃厚飼料 一キログラム

(ロ) 粗飼料 二キログラム

二 試験 試験の内容に応じてその都度所長が定める数量

(供試品の返還)

第6条 供試品は返還しない。ただし、農用機具等については、返還の通知をした日から2週間以内に、依頼者から返還の請求があったときに限り、返還することがある。

(成績書の交付)

第7条 理事長は、分析又は試験を完了したときは、分析については分析成績書（様式第5号）、試験については試験成績書（様式第6号）を依頼者に交付する。

(試験成績の公表)

第8条 試験の成績は、公表することができる。ただし、依頼者の申し出があった場合は、この限りでない。

(納付の方法)

第9条 第3条で定める手数料等は、前納しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、後納によることができる。

(還付)

第10条 既納の手数料等は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第11条 理事長は、特に必要があると認めるときは、手数料等を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、諸料金に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成24年規程第24号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年規程第113号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種類			単位	金額	
定性分析			1成分	1,300円	
定量 分析	水分、水素イオン濃度、塩類濃度又は置換酸度		1成分	1,600円	
	窒素、リン酸、カリウム、石灰、苦土、マンガン、鉄、塩素、硫酸、珪酸、灰分、化学的酸素要求量又は浮遊物質			3,600円	
	粗繊維、粗脂肪、硼素、銅、亜鉛、錫、鉛又は砒素			6,400円	
	ビ タ ミ ン 類	水溶性		微生物定量法による場合	27,800円
		性		その他の方法による場合	7,200円
		タミ			
		ン類			
	脂溶性ビタミン類			27,900円	
食品添加物		9,400円			
その他		32,700円以 内で内容に応じ て理事長が定め る額			
食品官能検査			1件	5,900円	

別表第2（第3条関係）

品目		単位	金額	
土壌	機械分析試験	1 試験	13,800円	
	その他の試験		13,800円以内で内容に応じて理事長が定める額	
農薬	ポット試験		70,000円	
	圃場試験		99,500円	
	その他の試験		99,500円以内で内容に応じて理事長が定める額	
肥料	ポット試験		120,600円	
	圃場試験		177,100円	
	その他の試験		177,100円以内で内容に応じて理事長が定める額	
飼料				145,400円
医薬品	利用効果試験			145,400円
	その他の試験			145,400円以内で内容に応じて理事長が定める額
農用機具	動力薬剤散布機の試験			176,000円
	農用簡易暖房機の試験			249,600円
	その他の試験		249,600円以内で内容に応じて理事長が定める額	

別表第3（第3条関係）

種類	単位	金額
牛受精卵移植施術料	1回	3,400円

別表第4（第3条関係）

品目	単位	金額
牛受精卵料	1回分	12,100円

様式1 (第2条関係)

分析依頼書

年 月 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長 様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

下記について、定性 (定量) 分析されるよう分析試料を添えて依頼します。

記

分析試料名	
生産地又は製造地名 土壌については、その 採取地名及び地目	
生産者又は製造者名 土壌については、その 採取地の所有者及び耕 作者氏名	
分析を必要とする成分	
その他希望事項	

様式2(第2条関係)

試験依頼書

年 月 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長 様

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者名)

下記により、試験されるよう供試品及び参考資料を添えて依頼します。

記

1 試験の題名

2 試験の内容

3 試験の規模

4 試験の期間

5 供試品の名称及び数量

農薬、肥料、飼料及び医薬品にあつては成分含量、性状等を、農用機具にあつては銘柄、形式等を記入のこと。

6 その他

様式3(第2条関係)

牛受精卵移植施術依頼書

年 月 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長 様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

下記により、牛受精卵を移植されるよう依頼します。

記

1 種畜の種類 (該当事項に○をつけること。)

乳用種 (ホルスタイン種、ホルスタイン種系、ジャージー種)

肉用種 (黒毛和種、交雑種)

2 移植希望日時

年 月 日 時

3 移植希望場所

様式4(第2条関係)

牛受精卵譲受申請書

年 月 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長 様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

下記により牛受精卵を譲り受けたいので申請します。

記

1 希望する牛受精卵の種類(該当事項に○をつけること。)

品種	数量
ホルスタイン種	個
ホルスタイン種系	個
ジャージー種	個
黒毛和種	個
その他	

2 受精卵を移植する雌牛(該当事項に○をつけること。)

種類	名号	産歴
ホルスタイン種		産
ホルスタイン種系		産
ジャージー種		産
黒毛和種		産
その他		

様式 5 (第 6 条関係)

第 号

分析成績書

依頼者住所

氏名

分析試料名

定性(定量)分析成績

分析の結果を、上記のとおり通知する。

年 月 日

地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所理事長 印

第 号

試験成績書

依頼者住所

氏名

試験題名

試験の場所

試験の期間

試験の方法その他

試験成績

試験の結果を上記のとおり通知する。

年 月 日

地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所理事長 印